

三木市公契約条例

平成 28 年度 労働報酬下限額（1 時間当たり）

No.	職種	労働報酬下限額	No.	職種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	1,970 円	27	普通船員	2,150 円
2	普通作業員	1,870 円	28	潜水士	3,460 円
3	軽作業員	1,260 円	29	潜水連絡員	2,510 円
4	造園工	2,060 円	30	潜水送気員	2,420 円
5	法面工	2,380 円	31	山林砂防工	2,400 円
6	とび工	2,380 円	32	軌道工	3,560 円
7	石工	2,990 円	33	型わく工	2,330 円
8	ブロック工	2,590 円	34	大工	2,190 円
9	電工	2,140 円	35	左官	2,210 円
10	鉄筋工	2,210 円	36	配管工	2,000 円
11	鉄骨工	2,120 円	37	はつり工	2,320 円
12	塗装工	2,250 円	38	防水工	2,300 円
13	溶接工	2,420 円	39	板金工	2,190 円
14	運転手（特殊）	2,020 円	40	タイル工	2,210 円
15	運転手（一般）	1,800 円	41	サッシ工	2,110 円
16	潜かん工	2,990 円	42	屋根ふき工	2,190 円
17	潜かん世話役	3,540 円	43	内装工	2,400 円
18	さく岩工	2,390 円	44	ガラス工	2,230 円
19	トンネル特殊工	2,630 円	45	建具工	2,100 円
20	トンネル作業員	2,300 円	46	ダクト工	1,970 円
21	トンネル世話役	3,060 円	47	保温工	2,390 円
22	橋りょう特殊工	2,840 円	48	建築ブロック工	2,330 円
23	橋りょう塗装工	2,950 円	49	設備機械工	2,390 円
24	橋りょう世話役	3,280 円	50	交通誘導員 A	1,260 円
25	土木一般世話役	2,290 円	51	交通誘導員 B	1,040 円
26	高級船員	2,700 円			

※ 労働者等の合意の下、見習い、手伝いを行う者については、850 円とします。